

学校部活動及び地域クラブ活動に関する

ガイドライン



成田市教育委員会

改訂日	版数	改訂区分	改訂内容
平成 28 年 9 月	第 1.0 版	策定	ガイドラインの新規策定
平成 30 年 10 月	第 1.1 版	改訂	活動時間と休養日の基準の見直し
令和 8 年 4 月	第 2.0 版	改訂	地域展開に伴う全面見直し

第 1 はじめに	- 5 -
1. 本ガイドライン策定の趣旨.....	- 6 -
(1) 趣旨.....	- 6 -
(2) 対象.....	- 6 -
(3) 用語の定義.....	- 6 -
第 2 学校部活動(平日)	- 8 -
1. 適切な運営のための体制整備.....	- 8 -
(1) 対象学校部活動に関する方針の策定.....	- 8 -
(2) 指導に係る体制の構築.....	- 8 -
(3) 運営に係る体制の構築.....	- 8 -
(4) 保護者との連携.....	- 9 -
(5) 部費等の会計処理.....	- 10 -
2. 合理的かつ効果的な活動の推進.....	- 10 -
(1) 効果的な指導の実践.....	- 10 -
(2) 大会等の取扱い.....	- 11 -
(3) 体罰・いじめ・ハラスメントの防止.....	- 11 -
3. 適切な活動時間・休養日等の設定.....	- 12 -
(1) 適切な活動.....	- 12 -
(2) 休養日の設定.....	- 13 -
4. 部活動の設置・統廃合及び合同チーム.....	- 13 -
(1) 開設・休部・廃部の検討.....	- 13 -
(2) 指定学校変更への対応.....	- 13 -
(3) 合同チームの取扱い.....	- 13 -
5. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備.....	- 14 -
6. 学校部活動としての地域連携.....	- 14 -
第 3 地域クラブ活動(土・日・祝日)	- 15 -
1. 適切な運営のための体制整備.....	- 15 -
(1) 参加者.....	- 15 -
(2) 運営主体・実施主体.....	- 15 -
2. 合理的かつ効果的な活動の推進.....	- 15 -

(1) 指導者の量の確保	- 15 -
(2) 指導者の質の確保	- 17 -
3. 適切な活動時間・休養日等の設定	- 17 -
(1) 適切な活動	- 17 -
(2) 休養日の設定	- 17 -
4. 責任の所在と保険の加入	- 17 -
5. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	- 18 -
6. 地域クラブ活動に関する認定制度	- 18 -
(1) 想定される認定の効果	- 18 -
(2) 認定制度の概要	- 18 -
第4 大会等への参加	- 20 -
1. 生徒の大会参加	- 20 -
2. 大会運営への従事	- 20 -
第5 安全に配慮した体制整備	- 21 -
1. 事故予防と活動環境の整備(共通事項)	- 21 -
(1) 指導の基本姿勢とハラスメント防止	- 21 -
(2) 施設・用具の安全点検	- 21 -
(3) 健康観察と準備運動	- 22 -
(4) 気象条件と登下校の安全	- 22 -
2. 熱中症予防措置(特記事項)	- 22 -
(1) 活動環境の管理基準(WBGT)と情報共有	- 22 -
(2) 熱中症リスクへの配慮	- 23 -
3. 緊急時対応と救急処置フロー	- 24 -
(1) 事前対応と連携体制	- 24 -
(2) 生命に関わる事態への対応(心停止・意識障害)	- 24 -
(3) 頭部打撲・脳震盪(のうしんとう)への対応	- 24 -
(4) 熱中症への対応	- 25 -
(5) 外傷(骨折・脱臼・出血)への対応	- 25 -
(6) 事故発生後の報告・対応手順	- 25 -
第6 おわりに	- 26 -

第1 はじめに

教育委員会は、令和7年12月にスポーツ庁が示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」、及び令和5年3月の千葉県教育委員会が示した「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を踏まえ、国や県の大きな潮流を受け止めながら、平成30年に改訂した本市ガイドラインを新たに改訂いたしました。

このガイドラインに込められた願いは、主役である生徒たちはもちろん、温かく見守る保護者の方々、そして情熱を持って指導に当たる教職員や地域の指導者の方々、関わるすべての人が心からの「喜び」を感じられる環境をつくることです。勝利だけを目指すのではなく、将来にわたってスポーツや芸術を愛する心を育み、学校部活動と地域クラブ活動が互いに手を取り合い、誰もが自分のペースで、安心して好きなことに打ち込める「持続可能な場所」を、ともに作り上げていきたいと考えています。

各学校におかれましては、本ガイドラインを改革の「道しるべ」として、それぞれの実情に合わせてながら、できるところから一歩ずつ、新たな体制づくりにご協力ください。大切なのは、子どもたちのために何が一番良いのかをともに考え、着実に歩みを進めることです。

学校、家庭、そして地域社会が「チーム成田」として一丸となり、子どもたちの健やかな成長を支えていく。その温かい連携の輪が、将来、この成田の地で豊かに生活を営む力となり、次世代へと受け継がれていくことを期待しています。

今こそ、私たち教育委員会と力を合わせ、学校と地域が一体となって子どもたちを育む成田の教育を、新しい時代へと進めていきましょう。



1. 本ガイドライン策定の趣旨

(1) 趣旨

本ガイドラインは、市内の公立中学校及び義務教育学校後期課程(以下「中学校等」という。)の休日の部活動の地域展開に応じて平日の部活動の在り方を示すとともに、学校を含めた地域全体における子どもたちのスポーツ・文化芸術環境を整備するにあたり、持続可能な体制となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を示すものである。また、新たな地域クラブ活動を推進するための本市の考え方を示すものである。

(2) 対象

- ア 本ガイドラインは、中学校等の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。ただし、小学校等についても本ガイドラインに準拠するものとする。その際、児童の心身の発達の程度にさらに配慮するものとする。
- イ 本ガイドラインのうち「第2 学校部活動」については、中学校等の生徒が平日に学校管理下で行う活動を対象とする。
- ウ 本ガイドラインのうち「第3 地域クラブ活動」については、中学校等の生徒が土日・祝日等に地域において行う活動を対象とする。
- エ 本ガイドラインのうち「第4 大会等への参加」「第5 安全に配慮した体制整備」については、学校部活動及び地域クラブ活動について適用する。

(3) 用語の定義

用語	定義
地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動へ展開すること
小学校等	市内の公立小学校及び義務教育学校前期課程
中学校等	市内の公立中学校及び義務教育学校後期課程
部活動顧問	学校教育法に基づき学校に配置された教諭(または講師)であり、校長の監督下において、教育課程外の学校教育活動である部活動の指導・監督・運営を担う者

課外活動支援指導者	学校からの推薦により派遣される専門的な指導力を備えた外部指導者
学校部活動	学校教育の一環であり、教育課程との関連を図るよう留意するもの
認定地域クラブ活動	国が示した要件及び認定手続きに基づき、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として、成田市教育長が認定した地域クラブ活動
運営主体	認定地域クラブ活動の持続的な運営、管理及び統括に対して最終的な責任を有する団体・組織
実施主体	運営主体の方針及び契約に基づき、現場において生徒に対し、直接的な実技指導、プログラム提供、及び活動当日の安全確認を行う団体・事業者、または個人
社会教育	主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)
スポーツ団体ガバナンスコード	スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を防ぎ、また、スポーツの価値を一層高めていくため、スポーツ庁が策定したスポーツ団体が健全な運営を行うための指針



第2 学校部活動(平日)

学校部活動は学校教育の一環であり、学習指導要領では、部活動の意義や役割を踏まえたうえで、「学校教育の一環として、教育課程との関連を図るよう留意すること」を明確に示している。中学校等に関しては、休日は地域クラブ活動とすることを前提とし、平日の地域展開が進むまでの間の学校部活動の在り方について示す。

1. 適切な運営のための体制整備

(1) 対象学校部活動に関する方針の策定

- ア 校長は、本ガイドラインに基づき、毎年度適切な活動時間・休養日の設定を含めた「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等)を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、学校部活動の活動方針等をホームページなどで公表するとともに、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(2) 指導に係る体制の構築

- ア 校長は、部活動顧問が部活動に立ち会えない場合は、必ず他の部活動顧問、課外活動支援指導者に指導及び監督を依頼するとともに、生徒への安全指導や練習内容など、適切な処置を講じる。
- イ 部活動顧問は、生徒とともに学ぶ姿勢を持ち、他の教職員や資料から学んだり、研修会に参加したりするなど、種目や指導法への理解を深めるとともに、緊急の事態に備え、傷病への応急処置ができるように知識を身に付けておく。
- ウ 校長は、部員が少ない学校部活動においても、生徒の充実した活動のため最善を尽くす。
- エ 部活動顧問は、生徒の自発性を尊重し、信頼関係を築くとともに、感情的・一方的な指導を避け、生徒及び保護者に対して誠実な姿勢を保つこと。
- オ 部活動顧問は、大会や発表会などに出場・参加できない生徒に対しても、校内での発表会、記録会で成果を発揮する機会を設けるなど様々な工夫をする。
- カ 部活動顧問は、活動目標に応じた負荷を考慮し、生徒個々の肉体的・精神的な疲労度を把握する。また、部長(キャプテン)や特定の中心部員に過剰な負担がかからないよう配慮する。
- キ 部活動顧問は、生徒や保護者との連絡や接し方においては、公私の区別を明確にし SNS を含む私的な連絡手段は個別に行わないなど、不必要な誤解を招かないよう節度ある適正な距離感を維持すること。

(3) 運営に係る体制の構築

- ア 全教職員が学校部活動の意義を理解し、情報を共有するとともに、学級担任と部活動顧問や顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組む。
- イ 校長は、生徒数や教職員数、課外活動支援指導者の配置状況を踏まえ、指導の充実と安全確保、教職員の長時間勤務の解消が図られるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たり、教職員の他の校務分掌や出退勤記録、本人の事情等を勘案し、特定の教職員に過度な負担がかからないよう、学校全体として持続可能な指導・運営体制を構築する。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び実績の確認等により活動内容を把握し、生徒の安全確保や教職員の負担軽減が図られているかを確認した上で、適宜、指導・是正を行う。
- オ 教育委員会は、学校から推薦を受けた課外活動支援指導者を採用し、部活動顧問の補助を担える体制を構築する。
- カ 教育委員会は、課外活動支援指導者の任用・配置に当たり、学校教育への理解及び適切な指導を担保するため、任用前及び任用後の定期において、以下の事項を遵守することを確認する。
 - (ア) 学校部活動の位置付け及び教育的意義を理解すること。
 - (イ) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導を行うこと。
 - (ウ) 安全の確保及び事故発生時の対応を適切に行うこと。
 - (エ) 体罰(暴力)やハラスメント(生徒の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されないこと。
 - (オ) 校長の監督を受け、生徒・保護者等の信頼を損ねる行為を行わないこと。
- キ 教育委員会及び校長は、教職員の学校部活動への関与について、教師以外が積極的に参画すべき業務であること及び部活動が活動時間等の上限まで実施するとは限らないものであることを、教職員だけでなく保護者・地域とも共有し、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和7年文部科学省告示第114号)に基づき、教職員の業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ク 学校は、保護者には積極的に情報を発信し、理解を得て、互いに連携しながら活動できるよう工夫する。

(4) 保護者との連携

ア 基本的な考え方

部活動を充実させるためには、保護者からの理解や協力を得ることが不可欠である。学校は、保護者の意見や願いを適切に把握し、部活動の意義や活動方針を正しく理解してもらうよう努める。

また、保護者による大会への送迎、参加や応援、部活動行事などへの協力依頼については、仕事や家庭の事情等により都合のつかない保護者もいることを踏まえ、特定の保護者に過度な負担がかからないよう十分に配慮する。

イ 連携を深める方策

校長及び部活動顧問は、保護者との信頼関係を構築し、円滑な運営を図るため、以下の点に留意して連携を図る。

- (ア) 「部活動の運営方針・年間計画」などを、年度当初に保護者会(全体・各部)などで説明し、保護者の理解を得る。
- (イ) 大会・発表会等の参加については、練習計画・大会参加計画に基づいて、校長名で原則として大会の1か月前を目安に文書で周知する。なお、主催者側の日程確定が遅れる場合は、確定次第速やかに文書で知らせる。また、毎月の活動予定や練習計画についても定期的に配布する。
- (ウ) 必要経費等の集金については、連絡アプリで知らせ、保護者の負担軽減を図る。
- (エ) 活動状況を知らせるなどして、生徒の頑張っている姿を保護者に見てもらおう心がける。
- (オ) 活動中の傷病時には必ず保護者に連絡し、適切な対応をする。

(5) 部費等の会計処理

- ア 領収書等の保管については、各学校の学校徴収金マニュアル等に基づき適切に対応し、説明責任を果たせるよう整理・保存する。帳簿類は月や学期ごとに整え、複数の教職員でチェックする体制を整える。
- イ 物品購入や大会参加費の徴収など金銭に関わる事項については、事前に校長の許可を得る。また、会計報告書等の作成により、用途や内訳について保護者へ丁寧に説明し、透明性を確保する。

2. 合理的かつ効果的な活動の推進

(1) 効果的な指導の実践

- ア 校長、部活動顧問及び課外活動支援指導者は、学校部活動の実施に当たり、生徒の心身の健康管理(バランスのとれた学校生活への配慮を含む)、活動場所における事故防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶するという意識を全ての教職員、保護者と共有し徹底する。特に運動部活動においては、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)に則った指導を行う。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- イ 運動部活動の部活動顧問及び課外活動支援指導者は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 文化部活動の部活動顧問及び課外活動支援指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- エ 部活動顧問及び課外活動支援指導者は、生徒の技能向上や将来を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、生徒それぞれの目標が達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、発達や性別の違いに関わらず、誰もが自主的・協働的に活動に参画できるよう、適切な指導を行う。

(2) 大会等の取扱い

- ア 校長は、参加する大会・発表会等を把握し、生徒・保護者や顧問に対し体力的・時間的・経済的に過度な負担とならないよう、参加頻度や回数等を精査し、適宜、指導・是正を行う。
- イ 実施日、場所、時間、引率方法、引率者、交通手段等については、事前に校長の承認を得ること。校長が許可していないものについては、大会・発表会等に参加させないこと。
- ウ 中学校等においては、定期テスト等の直前における練習は控える。ただし、大会日程等に伴い実施せざるを得ない場合は、大会に参加する生徒のみを保護者の了承を得たうえで、参加対象とすることができる。その場合においても、活動時間に十分留意する。
- エ 交通手段については、原則として公共交通機関を利用するものとし、引率責任者である部活動顧問が必ず同行する。民間バスを使用する場合であっても同様に必ず引率職員がつくものとし、生徒のみでの移動とならないように配慮する。
- オ 平日の大会等に参加する生徒については、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブから参加する場合も、学校を出席扱い(公欠等)とできることに留意する。

(3) 体罰・いじめ・ハラスメントの防止

ア 基本的な考え方

体罰や暴言は、学校に対する信頼を失墜させ、教育活動全体に支障をきたす重大な問題である。「指導者と生徒との間に信頼関係があれば体罰は許される」との認識は誤りであり、教職員は、体罰等が刑事・民事責任及び行政処分の対象となり得ることを理解し、決して体罰が行われることのない体制を構築すること。

部活動顧問は、以下の点に留意して指導にあたる。

- (ア) 部活動の意義や目的を正しく理解し、指導者としてあるべき姿を常に意識する。
- (イ) 生徒とのコミュニケーションを重視し、生徒が困ったことや悩みを相談しやすい体制を整える。
- (ウ) 学級担任との連絡・相談を適宜行い、生徒の学校生活全体を支援する。

イ いじめ・SNSトラブルへの対応

部活動は学年等の枠を超えて活動するため、指導者は生徒同士の間関係を把握し、「いじめ」ととられかねない理不尽な関係性や排他的な雰囲気が生じないように注視し、指導する。

また、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に関わる可能性も高まっていることを踏まえ、人を傷つける書き込みは人権侵害であり、犯罪や損害賠償責任を負う可能性があることを生徒に理解させ、情報モラル教育を徹底する。

ウ 許されない指導

勝利至上主義や指導者の独善的な目的に基づく、盲目的で絶対的な主従関係を強いる指導は、小中学生の健全な心身の成長を妨げるものであり、行ってはならない。特に以下の4点は厳に慎む。

- (ア) 殴る・蹴る等の暴力行為、及び肉体的・精神的苦痛を過度に与えるもの。(体罰)
- (イ) 言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言、立場を利用した不当な指示や嫌がらせ。また、成長期にある生徒に対し、適切な栄養指導を超えた食事制限や減量(ダイエット)等を強制すること。(パワーハラスメント)
- (ウ) 容姿についての発言や、不用意に生徒の身体に触れる行為、性的な言動等。(セクシャルハラスメント)
- (エ) 社会通念や医・科学に基づいた健康管理・安全確保の観点から認め難い、限度を超えた肉体的・精神的負荷(いわゆる「しごき」)を課すこと。

3. 適切な活動時間・休養日等の設定

休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動はもとより、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮する。

その設定に当たっては、スポーツ医・科学の観点からの「ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」等の知見を踏まえている。また、文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が同様に均衡の取れた生活を送ることができるよう設定している。

以上の医学的・科学的根拠及び生徒の生活環境への配慮に基づき、これを基準とする。

(1) 適切な活動

- ア 1日2時間程度(準備・片づけを含む)とする。
- イ 活動は、原則、平日(土日祝日以外)の始業前及び放課後とする。
- ウ 限られた時間の中で合理的かつ効率的な活動を行うとともに、日没時刻を考慮し、生徒の安全な帰宅に配慮して終了時間を決定する。

(2) 休養日の設定

- ア 原則、平日に1日以上(1日以上の)の休養日(1日以上の)を設ける。長期休業中は、その意義を踏まえてまとまった休養日を設ける。

4. 部活動の設置・統廃合及び合同チーム

(1) 開設・休部・廃部の検討

- ア 部活動の開設や休部・廃部については、学区内小学校の児童数推移や将来の生徒数を考慮し、数年先を見据えた持続可能な体制であるかを検討する。
新設や廃止の判断にあたっては、教育委員会等と十分相談のうえ、最終的には学校が決定する。
- イ 休部・廃部を検討する際は、在籍生徒や保護者に対して議論の経過や理由、検討結果を十分に説明し、丁寧に対応する。必要に応じ、学校と保護者が話し合う機会を設けることが望ましい。
また、少なくとも当該部員が卒業するまでは、合同チームや合同練習を活用するなどして、活動を継続できる体制を保障する。

(2) 指定学校変更への対応

部活動の改廃検討に伴い、学区内に希望する部活動がなく、他校への「指定学校変更・区域外就学」を希望する生徒・保護者に対しては、本市教育委員会学務課の資料に基づき、以下の条件や手続きについて早期に周知徹底を図る。

- ア 指定学校変更に伴う通学上の課題を理解し、卒業まで強い意志を持って部活動を継続すること。
- イ 受け入れ学校の収容力が将来的にも余裕があること。
- ウ 次年度入学予定者の申請時期(例年8月中旬～9月下旬)や、事前の部活動見学等の手続きについて誤りがないよう案内する。

(3) 合同チームの取扱い

- ア 単独校でのチーム編成が困難な場合等は、各競技団体の規則に基づき、生徒、保護者、部活動顧問、学校間での意向を十分に協議した上で合同チームを結成する。
- イ 大会等に参加する場合は、顧問間で連携を密にし、引率や指導、経費負担等について一方の学校に過度な負担が偏らないよう配慮する。

5. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ア 教育委員会及び校長は、学校の指導體制に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を目指す以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動が行える環境を整備する。
- イ 学校は、合同部活動や複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、学校や地域の実態に応じて円滑に活動できる取組を推進する。
- ウ 教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

6. 学校部活動としての地域連携

- ア 教育委員会及び校長は、学校の地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- イ 教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び、特別支援学校等との合同練習を実施することなどにより、連携を深め、多様な活動機会を設ける。
- ウ 教育委員会は、成田市スポーツ協会及び地域の競技団体と連携し、学校と地域が協働・融合した形で地域のスポーツ環境の充実を図る。また、教育委員会は、各分野の芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術の活動を推進する。
- エ 教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。
- オ 校長は、学校施設の活用や希望職員の兼職兼業実施等、地域クラブと学校との連携のもと進めていくことが「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に示されていることから、教育委員会から認定を受けた認定地域クラブには、学校施設の利用の他、部活動で使用している備品や消耗品等の共有、希望する職員の兼職兼業の実施、大会参加案内が学校に届いた際の対応、必要に応じて生徒の状況等情報共有を図る。
- カ 部活動顧問は、地域クラブ指導者と連携し、活動方針・生徒の活動状況の共有等、地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応を図る。

第3 地域クラブ活動(土・日・祝日)

地域クラブ活動とは、土・日・祝日の認定地域クラブ活動を指す。学校の教育課程外における活動であり、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができる。また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

これを踏まえ、地域クラブ活動は、学校と連携し、中学校等において急激な少子化が進む中、学校部活動の維持が困難となる前に、学校部活動の教育的意義を継承・発展させ、スポーツ・文化芸術の振興の観点から、活動の機会及び質の充実を図ることが不可欠である。

本ガイドラインでは、従来学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を、地域が支える視点にも着目しつつ、地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等を整理するものである。

教育委員会は、地域スポーツ・文化振興担当部署、社会教育・生涯学習担当部署及び学校の設置・管理運営を担う担当部署並びに地域スポーツ文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会を設置し、定期的かつ恒常的に情報共有及び連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

1. 適切な運営のための体制整備

(1) 参加者

- ア 本市が設置する中学校等に在籍する学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の学齢生徒とする。
- イ 学校部活動に所属している生徒、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障がいのある生徒等、希望する全ての生徒を対象とする。

(2) 運営主体・実施主体

- ア 教育委員会は、認定地域クラブ活動の運営主体・実施主体の整備・充実を支援する。
- イ 教育委員会は『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を運営主体及び実施主体に対して広く周知する。また、運営主体・実施主体は本コードに準拠した運営を行うことが求められる。
- ウ 運営主体及び実施主体は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等)を策定し、公表する。

2. 合理的かつ効果的な活動の推進

(1) 指導者の量の確保

- ア 運営主体及び実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者に加え、課外活動支援指導者、退職教職員、希望する教職員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保する。

- イ 教育委員会は、市内のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘及び把握に努め、必要に応じて人材バンクを整備するなど、運営主体及び実施主体による指導者の配置を支援する。その際、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という）が運営する公認スポーツ指導者マッチングサイトや千葉県が設置する「ちばクラサポ」も積極的に利用する。
- ウ 市及び教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する職員又は教職員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の見直しを行う。その際、関係法令、国が示す手引き等を参考に、以下の点に留意する。



◇ 本人の意思の尊重

市及び教育委員会は、職員が兼職兼業の申請をする際には、本人の意思を十分に確認・尊重する。兼職兼業を希望しない職員が、やむを得ず兼職兼業を申請することがないように配慮するとともに、学校や地域クラブ活動の運営主体及び実施主体と連携し、当該職員の健康状態、本来業務への支障の有無を勘案したうえで許可を行う。

◇ 安定的な指導者の確保

地域のスポーツ・文化芸術団体等が、職員を指導者として雇用等する際は、当該職員の居住地や、人事異動や退職等の状況を踏まえ、当該職員が団体において指導を継続する意向の有無を確認するなどして、継続的かつ安定的に指導者を確保できるよう留意する。

◇ 身分の明確化

市及び教育委員会は、地域クラブ活動における職員の関与の実態把握に努め、職員が地域クラブ活動の実質的な指導者として恒常的に関与している場合には、その関与の形態及び責任の所在を明確にし、必要に応じて運営主体との契約等によって身分関係や役割分担を明確化する。

(2) 指導者の質の確保

- ア 教育委員会は、JSPO や千葉県等の指導者資格制度を周知し、専門性や資質を有する指導者の確保に努める。その際、市又は運営主体は公的な身元照会等の手続を用いて過去の暴力・ハラスメント行為や性犯罪歴等の有無を確認し、指導者の適格性を判断する。身元照会等を行う場合は、個人情報保護に留意し、同意取得や照会手続の透明性を確保する。
- イ 運営主体及び実施主体は、関係団体と連携して研修等を行い、指導技術及び生徒の安全管理能力の向上を図る。研修では、体罰・ハラスメント等の根絶を徹底するとともに、部活動の教育的意義や著作権(文化活動)への理解を深め、生徒の発達段階に応じた適切な指導等を推進する。
- ウ 指導者に問題行動が見られた場合、運営主体及び実施主体は自らの窓口や統括団体の窓口を活用し公平に対処する。教育委員会は、相談窓口を設置し必要な支援を行う。
- エ 運営主体、実施主体及び指導者はイに準じ、適切な指導の実施に努め、教育委員会は適宜、指導助言を行う。

3. 適切な活動時間・休養日等の設定

休養日や活動時間等は、成長期にある生徒が、学校内外の活動のほか、食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮して設定する。

その設定に当たっては、スポーツ医・科学の知見「ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」等を踏まえるとともに、文化部活動における活動時間及び休養日についても、同様の配慮を行う。

以上の医学的・科学的根拠及び生徒の生活環境への配慮に基づき、以下を基準とする。

(1) 適切な活動

- ア 1日当たり3時間程度(準備・片づけを含む)とする。
- イ 原則、休日(土日祝)に実施し、週1回(年間おおむね48回程度)を目安とする。なお大会参加は活動回数として含めない。ただし、天候や施設都合による中止等があればこの限りではない。
- ウ 限られた時間の中で合理的かつ効率的な活動を行うとともに、日没時刻を考慮し、生徒の安全な帰宅に配慮した終了時間を設定する。

(2) 休養日の設定

- ア 原則として休日(土日祝)の1日は休養日とする。長期休業中は、その意義を踏まえてまとまった休養日を設ける。

4. 責任の所在と保険の加入

- ア 運営主体・実施主体は、事故が発生した場合の管理責任の所在や、補償の範囲等を明確にし、定款や規約等に明記するとともに、地域クラブ活動の指導者や参加者等に対して、事前及び定期的に十分な説明を行う。
- イ 運営主体・実施主体は、分野・競技特性やこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえ、故意又は過失による賠償責任も想定した適切な補償内容の保険を選定し、指導者及び参加者等に保険加入を義務付けること。
なお、学校部活動と地域クラブ活動が併存することを踏まえ、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容であることが望ましい。

5. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ア 運営主体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得たうえで、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 市は、地域クラブ活動に係る施設使用料の軽減や、活動場所の配慮を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用等の支援等を進める。

6. 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 想定される認定の効果

- ア 市による生徒・保護者等に対する情報提供。
- イ 地域クラブ活動の運営等に対する公的支援。(学校施設等の優先利用, 使用料減免, 学校備品等の活用等)が実施される。
- ウ 地域クラブ活動への従事を希望する教職員の兼職兼業が積極的に許可される。
- エ 生徒の大会・コンクールへ参加が円滑に行われるよう支援(地方公共団体における交通費・宿泊費の支援, 大会参加規程の見直し等)が実施される。

(2) 認定制度の概要

- ア 認定要件
 - (ア) 学校部活動が担ってきた教育的意義・継承・発展させる活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できる機会を保障すること。(選抜等の不実施, 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。)
 - (イ) 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。
 - (ウ) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費が設定されていること。
 - (エ) 適切な指導体制が確保されていること。(日本版 DBS の活用を含む不適切行為の防止の徹底, 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等)

- (オ) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (カ) 適切な運営体制が確保されていること。
- (キ) 学校及び部活動顧問との連携が適切に行われていること。

イ 認定手続き

- (ア) 運営主体が、各実施主体の申請書を取りまとめ教育委員会に提出する。教育委員会は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行い、審査のうえで認定を行う。
- (イ) 認定の有効期限は、最長3年間とする。ただし、運営主体が市と締結した協定の有効期間の範囲内とする。
- (ウ) 教育委員会は、定期的なヒアリングや現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、申請時の誓約に基づいて、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合には認定取り消しを行う。



第4 大会等への参加

1. 生徒の大会参加

- ア 各地域の中学校体育連盟(中体連)及び教育委員会は、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等への参加が、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、各大会の主催者と連携して、学校部活動における生徒の参加大会数の上限の目安等を定めるものとする。
- イ 校長、運営主体及び実施主体は、前記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義及び、生徒並びに指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するものとする。また、大会等の主催者は、生徒の安全を最優先とし、以下の対応を行うことが求められる。
- (ア) 夏季においては、空調設備の整った施設の確保や、暑さ指数(WBGT)等の客観的数値に基づく開催基準の設定を行うこと。
- (イ) 気象条件等に応じて、試合数の調整やスケジュールの変更等の柔軟な対応を行うこと。

2. 大会運営への従事

- ア 教育委員会及び校長は、大会運営に参画する教職員の服務について、大会の主催者からの委嘱を受けて従事する場合、実費弁済の範囲を超えて報酬を受けるときは兼職兼業の許可を要することを周知すること。なお、大会が教職員としての勤務時間内に行われる場合は、併せて職務専念義務の免除手続きが必要となることに留意する。
- イ 地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担うこと。
- ウ 地域クラブ活動の指導者が大会に引率する際は、教育委員会が大会主催者の方針を確認し、教育委員会、学校、指導者が引率についての共通理解を図る。



第5 安全に配慮した体制整備

スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、活動の特性に応じて、怪我や事故、熱中症等の予防のみならず、自然災害を含めた緊急時の対応等を適切に行うことができる組織体制を整備する必要がある。特に、学校部活動と地域クラブ活動が併存する状況においては、スポーツ・文化芸術活動における管理責任の所在が異なる場合でも、安全確保に関する連携を切れ目なく行うことが重要である。なお、本項目に示す内容は、学校部活動及び地域クラブ活動の双方に共通する事項である。

1. 事故予防と活動環境の整備(共通事項)

(1) 指導の基本姿勢とハラスメント防止

ア 心理的安全性の確保

(ア) 部活動顧問及び指導者は、生徒との間に適切な信頼関係を築き、心理的安全性を確保する。人格を否定するような暴言、執拗な叱責、無視等の精神的な攻撃は、生徒の判断力を奪い重大事故につながるリスクがあるため厳禁である。

(イ) 殴る、蹴る等の肉体的苦痛を与える行為(体罰)は、いかなる理由があっても認めない。

イ 科学的根拠に基づいた指導

(ア) 飲水制限や「うさぎ跳び」など、科学的根拠に乏しい、または身体に過度な負担をかける指導は一切禁止とする。

ウ 適切な距離感の保持

(ア) 生徒との私的な SNS 連絡等を行わず、公私の区別をつけた適切な距離感を保つものとする。

(2) 施設・用具の安全点検

ア 事前点検の徹底

(ア) 部活動顧問及び指導者は、活動開始前に必ず活動場所(グラウンド、体育館等)及び使用用具について点検を行う。

(イ) 教育委員会、運営主体及び実施主体は、法令に基づく定期的な施設・設備の安全点検を確実に実施する。また、指導者や参加者が行う日常的な安全確認が適切に実施されるよう、定期的に確認・指導・是正を行うものとする。

イ 施設共用時の連携と環境整備

学校部活動と地域クラブ活動が施設や設備を共用する場合、教育委員会、運営主体及び実施主体は、円滑な管理体制を構築する。特に、AED の設置・使用の容易性、使用前後の安全確認や破損状況等の引継ぎが確実に行われる体制とする。

ウ 危険箇所への対応

- (ア) 発見者：老朽化した用具や転倒・衝突の原因となる障害物を発見次第、直ちに使用を禁止し、現場責任者に口頭で通知する。
- (イ) 現場責任者（部活動顧問、地域クラブ指導者）：安全確保（立入禁止表示等）と応急処置の実施、撤去可能ならその場で撤去、撤去不可の場合は学校または運営主体へ報告する。
- (ウ) 報告：現場責任者は校長又は運営主体に速やかに報告し、校長又は運営主体は任意の報告書等により当日中に教育委員会担当課へ報告（緊急性が高い場合は口頭で直ちに連絡）する。
- (エ) 教育委員会：報告を受けたら速やかに状況を確認し、恒久措置の実施または外部業者手配等を指示する

(3) 健康観察と準備運動

ア 健康チェック

- (ア) 練習開始前に必ず生徒の健康状態（顔色、会話の反応等）を確認する。
- (イ) 発熱、下痢、疲労、睡眠不足等の症状がある生徒には、見学または休養を指示する。

イ ウォーミングアップとクーリングダウン

怪我の予防のため、活動前には十分なウォーミングアップを行い、活動後にはクーリングダウン等の身体のケアを行う時間を確保する。

(4) 気象条件と登下校の安全

ア 気象情報の活用

(ア) 日本気象協会や環境省等の気象情報を活用し、活動時の気象条件に十分留意する。特に、暴風（竜巻を含む）、雷、激しい雨が予想される場合は、練習を中止し、生徒の安全確保に努める。

イ 登下校の安全指導

(ア) 活動の行き帰りも教育活動の一環であることを踏まえ、交通安全や不審者対応等の指導を行う。日没時刻を考慮した終了時間を設定し、危険箇所等の周知を徹底する。

2. 熱中症予防措置(特記事項)

(1) 活動環境の管理基準(WBGT)と情報共有

ア 教育委員会、運営主体及び実施主体は、熱中症警戒アラート等の情報を、第3章の協議会の連絡系統で迅速に伝達する仕組みを整備する。活動実施に当たっては、暑さ指数(WBGT)を活動場所で測定し、以下の基準を厳守する。測定は活動前に毎回行い、活動中も気候変化に応じて適宜、計測・確認する。

31℃以上(危険):原則として運動を中止する。

28℃～31℃(嚴重警戒):激しい運動や持久走など熱負荷の大きい運動は避ける。

25℃～28℃(警戒):積極的に休息をとり、激しい運動では30分おきに休息を入れる。

21℃～25℃(注意):運動の合間に積極的に水分補給を行う。

※長時間活動する場合は、WBGT 値にかかわらず30分ごとに設けること。



(2) 熱中症リスクへの配慮

ア ハイリスク者への対応

(ア) 肥満傾向、体力低下、暑熱順化が不十分な生徒に対しては、運動強度を軽減する等の個別の配慮を行う。

(イ) 梅雨明けや合宿初日等は、身体が暑さに慣れるまでの期間(概ね1週間)を考慮し、徐々に運動強度を高める計画とする。

イ 水分・塩分補給

(ア) 水分補給は「のどが渇く前」に行わせることを原則とし、定期的に休憩時間を設定して補給を促す。



こまめな休憩

- (イ) 発汗に伴う水分補給のため、0.1～0.2%程度の食塩水(または市販のスポーツドリンク)の利用を推奨する。

3. 緊急時対応と救急処置フロー

生徒の異変時は直ちに活動を中止し、以下の手順に従う。

(1) 事前対応と連携体制

- ア 教育委員会、運営主体及び実施主体は、活動中の怪我や事故、自然災害等に備え、危機管理マニュアルの共有や、保護者連絡手順等の確認を事前に行う。
- イ 部活動顧問や指導者は、活動内容や指導対象に応じて一次救命処置講習を受けることが望ましい。

(2) 生命に関わる事態への対応(心停止・意識障害)

ア 判断基準

- (ア) 肩を叩きながら大声で呼びかけても反応がない
- (イ) 呼吸がない。(または「死戦期呼吸(しゃくりあげるような不規則な呼吸)」が見られる。)

イ アクションフロー

手順1 119番通報とAED手配

手順2 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を直ちに開始する。(胸が約5cm沈む強さ。100～120回/分)
人工呼吸は自信がなければ胸骨圧迫を継続する。

手順3 AED到着後は電源を入れて音声指示に従う。

電気ショックが不要のアナウンスでも救急隊に引き継ぐまではパッドを剥がさず胸骨圧迫を続ける。

(3) 頭部打撲・脳震盪(のうしんとう)への対応

ア 判断基準:以下のいずれかに該当すれば直ちに活動を中止する。

- (ア) 頭を強く打った,または衝突した。
- (イ) (数秒でも)意識消失があった。
- (ウ) ふらつき,うつろな目つき,同じ質問を繰り返す等の混乱がある。
- (エ) 頭痛・吐き気・記憶障害(何が起きたか覚えていない)を訴える。

イ アクションフロー

手順1 プレー復帰の禁止(本人の申告があっても復帰させない)

手順2 頭部を固定し,反応・意識の確認

(ア) 意識がない場合は頭部を固定したまま 119 番通報。

(イ) 意識がある場合には補助しながら安全な場所へ移動し、保護者へ連絡。

手順 3 保護者に 24 時間の経過観察を依頼

(ア) 生徒の入浴を控えさせ、夜間観察を依頼。

(イ) 症状悪化・異常が見られた場合には速やかに脳神経外科の受診を指示。

(4) 熱中症への対応

ア 判断基準と対応

(ア) レベル 1 (軽症): 意識あり・自力で飲める。

涼しい場所へ避難、衣服を緩め、水分・スポーツドリンクで経口補水。

20 分経っても回復しない場合は受診。

(イ) レベル 2~3 (中等症・重症): 意識障害や自力で飲めない場合は 119 番通報。

救急隊到着まで頸動脈(首の左右)、腋窩動脈(両脇の下)、大腿動脈(足の付け根)を中心に冷却。

意識障害がある場合に口から飲ませることは禁忌。

当日の激しい運動を控えるよう指示する。

(5) 外傷(骨折・脱臼・出血)への対応

ア 基本処置(RICE 処置)

Rest (安静): 患部を動かさない。副木(添え木)やタオルで固定する。

Ice (冷却): 患部を氷のう等で冷やす(15~20 分程度。凍傷に注意)。

Compression (圧迫): 腫れを防ぐため、弾性包帯等で軽く圧迫する。

Elevation (挙上): 患部を心臓より高い位置に上げる。

イ 出血が著しい場合や頭部外傷が疑われる場合は無理に移動させず直ちに 119 番通報する。処置者は可能であれば使い捨て手袋等を着用し血液に直接触れないよう留意する。

(6) 事故発生後の報告・対応手順

ア 第一報: 事故発見者は直ちに管理職(校長・教頭等)または運営責任者へ報告する。緊急性が高い場合は 119 番通報を優先する。

イ 教育委員会・保護者への連絡: 学校または運営主体は速やかに保護者へ連絡し、状況と搬送先を伝えるとともに市教育委員会担当課へ第一報を入れる。

ウ 事故報告書の提出: 事故対応後速やかに事故報告書を作成し教育委員会へ提出する。

学校は必要に応じて日本スポーツ振興センターの災害共済給付手続きを行う。

運営主体は保険手続きの案内を行う。

第6 おわりに

本ガイドラインは、急速な少子化や社会情勢の変化の中でも、本市の子どもたちが将来にわたりスポーツや文化芸術に親しみ、心豊かに成長できる環境を持続させるために策定されました。

学校部活動から地域クラブ活動への展開という大きな変革期において、最も優先されるべきは「生徒の最善の利益」です。勝利至上主義に偏ることなく、生徒が心からの喜びを感じ、多様な経験を通じて人間性を高められる場を確保することが、私たちの責務です。

この改革は、学校や教育委員会だけで完結するものではありません。学校、家庭、地域社会が「チーム成田」として手を取り合い、それぞれの立場で子どもたちを支えていくことが不可欠です。

教職員に、本ガイドラインに基づき、生徒のバランスの取れた生活と自身のワーク・ライフ・バランスの両立を図りながら、持続可能な指導体制を築いていただくことを期待します。

地域クラブ活動の指導者や運営主体の皆様には、教育的な配慮と安全確保を最優先し、子どもたちの多様なニーズに応える受け皿としての役割を担っていただくことをお願いします。

そして保護者の皆様には、本改革の趣旨をご理解いただき、温かい見守りと協力をお願いいたします。

結びに、本ガイドラインが、本市のスポーツ・文化芸術活動の新たな「道しるべ」となり、関わる全ての人々が笑顔で活動できる環境づくりにつながることを切に願います。私たち大人が連携の輪を広げ、次世代を担う子どもたちの健やかな未来をともに育んでいきましょう。

